

第 2 4 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 1 月 10 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階中会議室 (新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】(13 人)
1 番 小谷健児、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、 5 番 濱口佳史、
6 番 山中 讓、 7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、 9 番 宮川陽子、
10 番 堀野裕一、 11 番 篠田 開、 12 番 福留康弘、 13 番 松本昌子、
14 番 吉尾好市
【推進委員】(4 人)
2 番 弘瀬正彦、 5 番 篠田 博、 6 番 尾崎澄夫、 7 番 福井正一
(事務局：局長 宮地・書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(1 人) 2 番 野坂賢思、
【推進委員】(3 人) 1 番 大石正幸、 3 番 平野幸敏、 4 番 宮川健作、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (2 件)
議案第 2 号 非農地証明願について (1 件)
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第 4 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間も来ましたし、今日予定の皆さんがお集まりましたので、これより 1 月の定例会を始めたいと思います。

お正月皆さん慌ただしく忙しかったと思いますが、皆が元気で顔を揃えてくれまして大変ありがたく思っております。今年も何卒農業委員会に御協力と御理解をいただきますようお願い申し上げます。今年が、皆様方にとりまして最良の年になりますよう心より御祈念を申し上げます。

それでは早速始めたいと思います。今日の欠席者が 4 名おりまして、野坂さん、大石さん、平野さん、宮川健作君の 4 名が欠席であります但し成立はしておりますので、それで今日の議事録署名人でございますが、伊芸さんと宮川陽子さんをお願いしたいと思います。

それでは早速始めたいと思います。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請、2 件出ておりますが 1 番より順次説明をお願いします。

事務局 それでは御説明をいたします。議案第 1 号農地法第 3 条耕作目的による農地の権利移

動の規定による許可申請が2件出ております。その内の番号1番について御説明をさせていただきます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、資料にありまじょうに12筆出ています。理由として、所有権の移転、財産分与による所有権移転ということで申請が出ております。それで、資料の2ページ、次のページになりますが、位置図を付けておりますので御覧いただきたいと思います。2ページにつきましては、不破原の地区になりますが、赤い印で1番から12番まで農地がどのように点在して有ります。それから3ページをお願いいたします。住宅地図に同じく載せております。4ページにつきましては、1筆毎の航空写真の拡大写真を付けております。中々筆界が分からない所がありますけれども、注意して見ていただきたいと思います。それで、9ページをお願いいたします。15ページまで公図の写しを付けております。16ページから現況の写真となります。16ページ1番の申請地の田については、耕作をされております。続きまして、17ページ2番から4番までの水田につきましても耕作されております。18ページにつきまして、5番の水田につきましても耕作されております。それから19ページにつきましても耕作されております。20ページの8番から10番についても耕作がされております。21ページお願いします。11番、不破原字コデン302番1、畑、747㎡となっておりますが、ここにつきましては雑木が生えてはおりますが、現地を確認したところ中に果樹があるには有ります。果樹が何本か有りますので、耕作をしているというように見れば耕作しているように見えます。それと12番右側の写真ですが、ここは荒廃農地にはなっています。以上が現況写真の説明です。農用地区域については12番地蔵谷以外は農用地区域内です。利用権の設定については全てされておられません。それと、譲受人は認定農業者外となっています。22ページをお願いいたします。農地法第3条調査書ということで、第2項第1号全部効率利用譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業の従事者は本人となっております。機械の保有は、耕運機1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台となっております。第2項第2号農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり、適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託につきましては、信託ではないので適用なし。ということで、該当なし。第2項第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間200日農業に従事しております。ですので、ここも該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで、今回の取得分を含めて66.42aということになります。第2項第6号転貸の禁止ということで、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで、ここも該当しません。第2項第7号地域調和については、申請地の周囲は農地であり、申請地の農作物栽培により、他への悪影響はありません。ということで、該当しません。事務局からの説明については以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。担当委員さん補足説明あればお願いします。

〇〇委員 現在は、あつたかふれあい、に勤務されているようですが、けれども畑には毎日ぐらい行っていて200日は作業している。11番ですが、そこは柿とかミカンとかやろかと

思いよるといふことで、草刈とかちゃんとしてくださいとお願いしたら、やりますといふことでしたので確認しましたので、よろしくお願ひしますといふことでした。

12番ですけれども、ここは現地に行けるような状態ではないので、そのままに置くといふことを話していたんですけれども。

議 長 そのままに置くといふことは。

〇〇委員 再生困難といふことです。その方と話してです。

議 長 申請を取り下げるといふことですか。

〇〇委員 はい、そのまま置くといふことでした。

議 長 今、担当さんの方から補足説明がありました。この件につきまして質疑、質問のある方、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 無いようですかね。無いようでしたら承認を受けたいと思います。12番につきまして、申請はしないといふことでよろしいですか。

それでは、3条申請の1番。承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。1番につきましては承認されました。

続きまして3条申請の2番お願いいたします。

すみません。〇〇委員は当人でございますので退席をお願いします。

それでは3条の2番事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の農地法3条の2番について説明をさせていただきます。

譲渡人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなっております。申請地につきましては2筆ありまして、御坊畑字シンガイ250番、畑、505㎡。同じく御坊畑字シンガイ251番、田、323㎡となっております。理由として、所有権移転、譲受人に耕作してもらっている。子どもたちも要らないと承諾済み。無償で譲渡したい。ということになっています。資料の23ページをお願いいたします。宜しいでしょうか。それでは、23ページに位置図を航空写真に記載しています。御坊畑集落より少し馬荷寄りになる所です。24ページに住宅地図で詳細を記載しております。あと、25ページに航空写真の拡大をして申請農地を記載しています。26ページに公図を付けております。27ページをお願いいたします。申請1のシンガイ250番、畑、505㎡で果樹が植わっています。シンガイ251番、田、323㎡につきましては、水田といふことで耕作されております。譲受人につきましては、認定農業者となっております。農地につきましては、農用区域内となっております。利用権の設定につきましては、設定されておられません。それでは28ページ3条の調査書について説明をさせていただきます。第2項第1号全部効率利用につきましては、農業に従事しておりまして、農作業従事者としては、本人と妻といふことで御2人で耕作されるといふことになっています。保有機械につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、管理機1台、軽トラック1台となっております。ので該当しないといふことになります。第2項第2号については、農業生産法人では有りませんので該当しません。第2項第3号

信託につきましては、信託ではないので適用なし。ということでこれも該当しません。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間250日の農作業従事日数となっております。ここも該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、今回の取得分を含めて316.87aということで、ここも該当しません。第2項第6号転貸禁止につきましては、譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでここも該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、従来通りの営農、水稻栽培、果樹を行うので、周辺農地への影響はないと考える。ということでここも該当しません。以上ですが、耕作目的の所有権移転ということで問題は無いと思います。以上です。

議長 今、事務局からの説明が終わりました。担当委員さん補足説明があれば。

〇〇委員 実は、12月の会の時に〇〇〇〇さんも出ておりましたが、今出ております土地は〇〇〇〇さんの名義じゃなかった遅れまして、今回、〇〇〇〇さんになったということでこの会に出てきたということで、事務局が説明いたしましたので、12月にも〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんののが出ておまして、今回もよろしくたのみます。

議長 以前12月の会にも出てきたということでございますが、この件について何か質疑、質問等ございませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、承認を受けたいと思います。この3条申請2番について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番についても承認されました。

〇〇委員入室をお願いします。

それでは、議案第2号非農地証明について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページお願いします。議案第2号非農地証明願について1件出ています。願出人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、先ほどの農地法3条の方です。願出地につきましては2筆あります。不破原字梶原139番、畑、166㎡。同じく不破原字三反切157番7、畑、37㎡となっております。願出理由につきましては、1筆目1番につきましては、住宅の隣地であり、昭和63年に倉庫を新築した。2番目の申請につきましては、申請地と隣地157-2の地上に、昭和60年に倉庫・工場を新築した。となっております。それでは29ページお願いします。29ページに申請地2筆の分を記載しております。場所は不破原ということになっております。それで30ページに住宅地図で位置を記載しております。31ページに航空写真の拡大を付けております。32ページ、33ページに公図を付けております。34ページをお願いいたします。現況につきましては、1番目の申請の所で梶原139番、畑、166㎡につきましては見たとおりの小屋が建てられております。次のページ35ページをお願いします。字三反切157番7、畑、37㎡につきましては現在工場になっております。どちらも農地に復元するのは難しいと判断します。以上です。

議長 事務局の方から説明が終わりました。担当委員さん何か補足があれば。

〇〇委員 1番の方ですが、現在は焚き木小屋です。2番の方はエリンギの工場でしたが、現在

は止めています。

議長 現在は倉庫と工場になっていて復元出来ないということですが、この件について何か質問、質疑ありませんか。ある方挙手をお願いします。

(質疑なし)

ありませんか。無ければ非農地証明の承認を受けたいと思いますが。

それでは非農地証明について、承認される方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい挙手全員でございます。非農地証明については承認されました。

それでは、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号について御説明をします。お手元に資料をお配りしております。利用権の設定については3件、3人の方から出ております。筆数は全部で5筆になります。いずれも再設定となっております。それぞれ相對の設定となっております。内容については、詳細をつけておりますので御確認いただきたいと思ひます。以上です。

議長 再設定となっておりますが、質問、質疑ありませんか。

(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思ひます。それでは議案第3号について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第3号については承認されました。

それでは、議案第4号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、ということで事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号につきまして、お手元に議案第4号の資料をお配りしております。経営改善資金借入申請のある方は、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなっております。この方は認定農業者となっております。2ページに借入申込希望書が付けてあります。それから4ページに経営改善資金計画書が付けてありますが、家族構成、今の経営状況が載っております。5ページをお願いいたします。5ページに作物はブナシメジということで、それぞれ経営状況が載っております。それで今回中ほどにありますけれども、資金として菌茸栽培施設増築工事及び資機材の設置ということで、鉄骨建物増築工事一式また冷凍機器設備工事、電気工事資材、それに対する諸経費、栽培資材ということで、全部で〇〇〇〇円の事業費ということで計画されてあります。それに対する資金の調達ということで、制度資金〇〇〇〇となっております。それから6ページに借入申込書、7ページから以降、農業経営改善計画認定書ということで先ほど申しました認定農業者ということで経営改善計画がつけられてあります。あと16ページからはそれぞれの資材、建物の見積書が添付されてあります。以上です。

議長 この件について質疑、質問はありませんか。資料に目を通してください。

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員 この方は認定農業者にもなっているのに補助金はないのですか。

事務局 町のハウス整備事業などについて町の補助事業がありますが、それと同じ形で菌茸の

修繕事業ということで機械類の修繕事業というのは 25 パーセント補助で有ります。このような形で増築するから補助してくれんろうかということで補助事業は無いです。たとえばレンタルとかでハウスを建てるでしょ、その時に前もって申請して、県の方にも申請して認可になってから建てるがですけど、今回この人の分は増築ということで補助事業に当たる部分は無いです。

〇〇委員 この人が相談に来た時、有るものなら有りますと言いますよね。知らないと損をする時がありますよね。

議 長 私も知っている方ですが、〇〇〇〇さんは農協の理事も務められた方なので調べてのことと思います。

他に質問、質疑ありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、この借入金について承認をされます方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。借入金について承認をされました。

それでは、その他についてお願いします。

〇〇〇〇さんの方から〇〇〇〇の前の農用地区域除外の件につきまして、初会で聞いて報告するというごさいましたが、〇〇〇〇さんの方からお願いします。

〇〇委員 (農用地区域除外の件について状況報告。)

議 長 もうちょっと時間をください、ということですがいいですかね。

〇〇委員が話が出来たら議題に出してください。

皆さんの方から、その他討議について他にありませんか。無ければ、その他について事務局より説明をお願いします。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議 長 議案についてはこれで終了しました。定例会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(午後 3 時 30 分終了)